

○湖北環境衛生組合就業規則

〔昭和60年12月18日〕
訓令第2号

改正 平成18年3月22日 規則第5号

地方公務員法（昭和42年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に関しては、石岡市就業規則（平成17年石岡市規則第46号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年3月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の湖北環境衛生組合就業規則の規定は、平成17年10月1日から適用する。